

優待利用覚書

三浦商工会議所（以下、「甲」という）と_____（以下、「乙」という）とは、三浦商工会議所会員の福利厚生を目的とした乙の施設の利用について、下記のとおり覚書を結ぶ。

記

1 優待利用の内容

2 利用手続き

三浦商工会議所会員は利用前に会員証を提示し、優待利用を受けたい旨申告する。

3 利用料の支払い等

利用料の支払いは利用者が直接乙に対し行うものとする。利用料の清算に当たってのトラブルは利用者と乙との間で解決するものとし、甲はこれにかかわらない。

4 有効期間

上記の優待内容の有効期間はこの協定締結の日から翌年3月末日までとし、特に理由のない限り毎年4月1日に自動更新されるものとする。

上記の成立を証するため、この覚書を2通作成し、「甲」「乙」双方が記名押印の上、それぞれ各1通保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 三浦市三崎2-22-16
三浦商工会議所
会頭 寺本 紀久 印

乙

印